

京丹波町福祉人材確保対策事業助成金交付制度概要

1 事業の目的

町内福祉施設等における人材の育成と確保を図り、もって利用者に提供されるサービスの質向上を図るため、介護福祉士等の資格を取得しようとする当該施設等に勤務する職員または人材確保に取り組む町内事業者等に対し、「京丹波町福祉人材確保対策事業助成金交付要綱」に基づき、予算の範囲内において助成を行います。

2 助成内容

(1) 介護福祉士の資格取得等に係る助成（個人向け）

① 助成対象者

町内福祉施設等に勤務されている職員で、次の②の資格を取得しようとする方等

※住所要件は問いませんが、本町の町税及び料金等の滞納がない方を対象とします。

※申請後、1年以上町内福祉施設等で勤務していただく必要があります。（勤務期間が1年に満たない場合は、助成金の全部又は一部を返還していただく場合があります。）

② 対象の資格等

ア 介護福祉士資格

イ 介護職員初任者研修課程

ウ 介護支援専門員実務研修受講試験及び介護支援専門員実務研修（※）

エ 相談支援従事者初任者研修

オ その他、町長が特に必要と認める資格及び講習

※ 更新・再研修については対象外とします。

③ 助成対象経費

上記②の資格の取得のための経費（試験の受験料、研修等の受講料、研修の受講に必要な教材費等）を助成の対象とします。

④ 申請期限

上記②の資格を取得するための受験日または研修等の修了日から起算して、1年以内に申請してください。

⑤ 助成金額

対象経費（実支出額）の3分の2（1,000円未満切捨て）

上限額15万円（同一年度1人当たり）

(2) 福祉施設等が介護従事者確保のために支出した費用に係る助成（事業者向け）

① 助成対象者

介護従事者の確保のため就職準備経費または職員募集経費等を負担した町内事業者等

② 助成対象経費

就職のための住居確保に係る礼金、引越費用等
募集に係る新聞折込手数料、募集チラシ作成料等

③ 助成金額

対象経費（実支出額）の3分の2（1,000円未満切捨て）

上限額30万円（同一年度1法人等当たり）

※助成金額の算出は、事業所単位ではなく、1法人等当たりで算出します。

【共通事項（助成の対象経費）】

- 国又はその他の公的機関から助成等を受けられている場合は、対象経費から当該助成額を差し引いた額を対象経費とします。

※申請時には、当該助成額が分かる書面（写し可）も添付してください。

※募集に係る新聞折込や募集チラシの作成をされた場合は、その書面（写し可）も添付してください。